



平成 30 年 5 月 9 日

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議
内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

子どもを乗せた「幼児用座席付自転車の事故」（転倒など）に 気を付けましょう ー平成 30 年度「子どもの事故防止週間」を 5 月 21 日から実施しますー

幼児用座席付自転車¹は、最近では電動アシスト機能が付いている製品も一般的であるなど、子どもとの外出に便利な交通手段です。しかし、幼児用座席付自転車は通常の自転車よりも重い上に、更に子どもを 1 人又は 2 人乗せるため、走行中や停車中にバランスを崩して転倒や転落するなどして、けがをする事故が起きています。

東京消防庁管内の救急搬送データ²によると、平成 23 年から平成 28 年までの 6 年間で、幼児用座席付自転車に子どもを乗せて使用中に子ども（14 歳以下）がけがをして、1,349 人が救急搬送されています。また、医療機関ネットワーク事業³（平成 22 年から平成 28 年まで）によると、転倒して頭蓋内損傷や骨折などのけがをする事故情報が 609 件あり、走行中だけでなく停車中の事故も多くみられます。

転倒などの事故を防止し、子どもの安全を確保するために、

- ①乗車前に、子どもに必ず自転車用のヘルメットをかぶせ、乗車後はすぐにシートベルトを着用させましょう。
- ②道路交通法などの交通ルールを守り、バランスを崩さないように慎重に走行しましょう。
- ③停車中も転倒するおそれがあるので、子どもを乗せたまま自転車を離れたり、目を離したりしないようにしましょう。
- ④自転車の整備点検を定期的に行い、自転車を選ぶ際には、安全基準を満たした自転車に貼付される BAA マークなどが付いているかを参考にしましょう。



¹ 道路交通法第 57 条第 2 項に基づき都道府県の各公安委員会では、16 歳以上の人が運転する幼児用座席を設置した自転車であれば、幼児用座席に 6 歳未満の子どもを乗せることを認めている。

² 本資料の「東京消防庁の救急搬送データ」は、東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域で、平成 23 年から平成 28 年までの、交通事故を除く日常生活上の事故を対象としている。また、関連器物（受傷原因に直接又は間接的に影響があった器物）で「自転車の補助椅子」と記載があるものを「幼児用座席付自転車」とした。

³ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成 30 年 3 月時点で 24 機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。本資料に掲載しているデータは、平成 22 年 9 月から平成 28 年 12 月までの事故情報を本資料のために特別に精査したものです。

1. 事故内容

(1) 東京消防庁救急搬送データによる、幼児用座席付自転車の事故件数

平成23年から平成28年までの6年間で、幼児用座席付自転車の子ども（14歳以下）の事故で、1,349人（そのうち、「落ちる」、「ころぶ」といった事故が計1,224人）が救急搬送されています。また、4月から7月までに救急搬送数が増加傾向にあることも特徴で、これは幼稚園や保育所などへの送り迎えで、幼児用座席付自転車を使い始める人が増えることも要因と考えられます（図1参照）。年齢別にみると、1、2歳が多く（図2参照）、中等症や重症といった危害⁴も報告されています（図3参照）。

図1. 自転車の事故における、幼児用座席付自転車使用時の子ども（14歳以下）の事故 月別救急搬送人数（n=2,607）

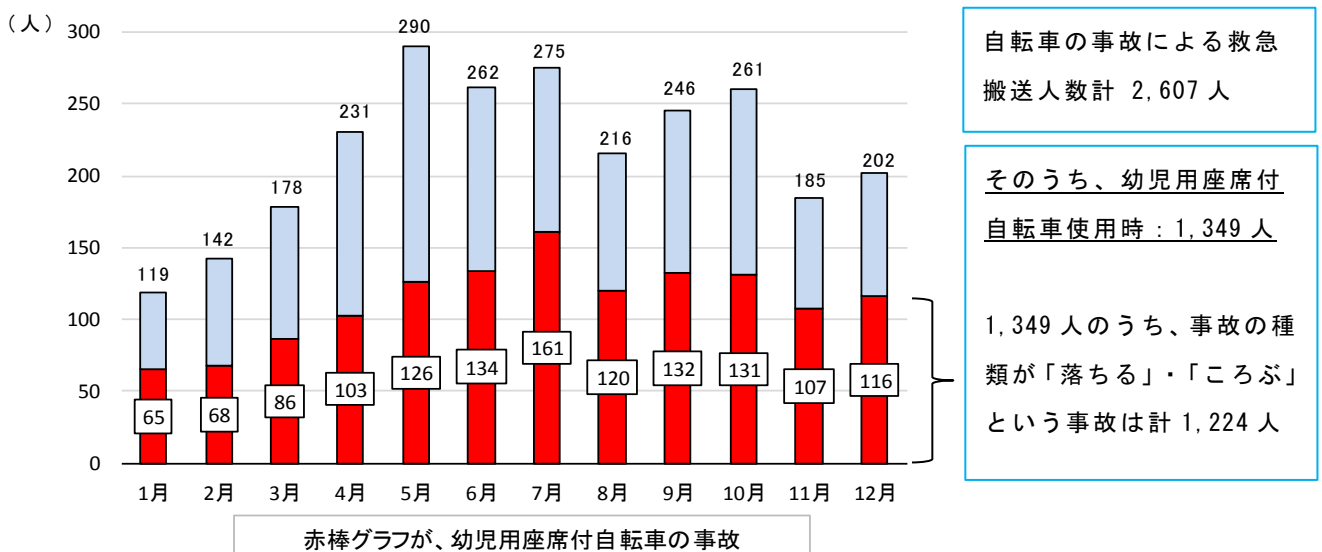


図2. 幼児用座席付自転車使用時の事故 年齢別、救急搬送人数（n=1,349）

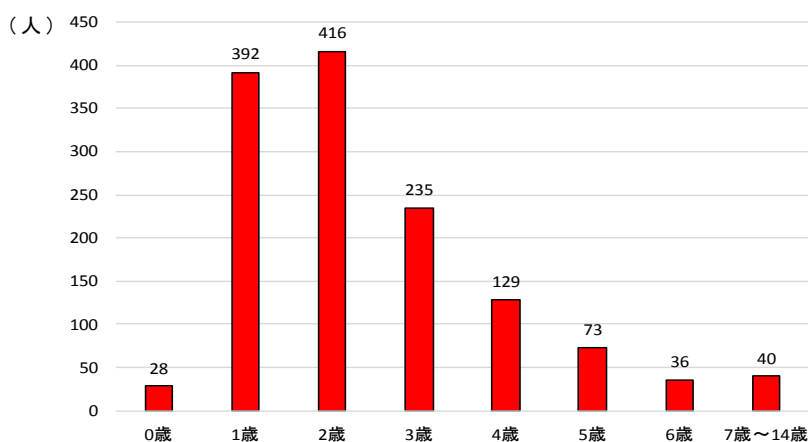


図3. 危害の程度（n=2,607）

	自転車使用時の事故（人）	そのうち、幼児用座席付自転車の事故（人）
軽症	2,289	1,192
中等症	312	152
重症	5	4
重篤	1	1
総計	2,607	1,349

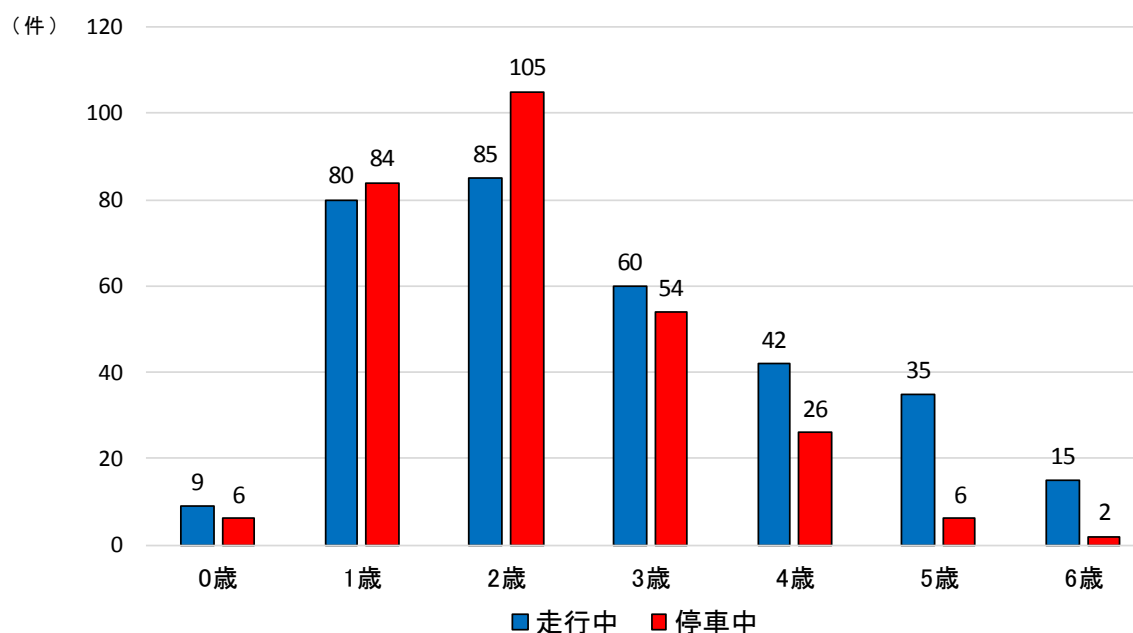
⁴ 「東京消防庁の救急搬送データ」では、危害の程度（医療機関での初診時程度）は次のように分類されている。
 「軽症」：軽易で入院を要さないもの 「中等症」：生命の危険はないが、入院を要するもの
 「重症」：生命の危険が強いと認められたもの 「重篤」：生命の危険が切迫されたもの
 「死亡」：初診時死亡が確認されたもの

(2) 医療機関ネットワーク事業による、幼児用座席付自転車の事故報告件数

子ども（6歳以下）を乗せた、幼児用座席付自転車の転倒、転落等の事故報告⁵は、平成22年から平成28年までの約6年間で、609件（そのうち、「転倒」522件、「転落」67件、計589件）寄せられています。事故内容をみると、走行中だけでなく、停車中にも転倒等の事故が発生しています（図4参照）。

図4. 年齢別の走行中・停車中の事故件数（n=609）

※転倒・転落等（スポーク外傷、交通事故を除く）



(3) 医療機関ネットワーク事業で報告された事故事例

【走行中に転倒】

3人乗りの電動アシスト付自転車の前部の幼児用座席に子どもを乗せて走行し、道路と歩道の段差を乗り越えようとして、自転車が右側に転倒した。子どもはコンクリートの地面に顔面からぶつかった。シートベルトは着用していたが、ヘルメットはしていなかった。右側頭骨骨折及び頭蓋内損傷で7日間入院。

（医療機関ネットワーク事業 事故発生：平成23年5月、1歳、中等症⁶）

【走行中に転倒】

買物に行った帰り道に、子どもを2人乗せて走行していた。荷物もたくさんあったため、自転車がふらつき左側に転倒。ヘルメットとシートベルトを着用して後部座席に乗っていた子どもが左腕を打撲した。夜に腫れが見られ、翌朝になっても左腕を動かさないため受診。左腕の骨折。

（医療機関ネットワーク事業 事故発生：平成26年10月、3歳、中等症）

⁵ 「医療機関ネットワーク事業」の事故情報（平成22年9月から平成28年12月）から、「子どもを幼児用座席に乗せて使用」、又は「使用していたと思われる」際の事故を抽出している。

⁶ 「医療機関ネットワーク事業のデータ」では、危害の程度は次のように分類されている。

「軽症」：入院を要さない傷病

「中等症」：生命に危険はないが、入院を要する状態。ただし、入院しなくても骨折や不可逆性のある傷病（切断や失明等）を含む。

「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態

【子どもを乗せるときに転倒】

朝、兄を幼稚園に送るために慌てており、年下の子どもにヘルメットを着用せずに前部座席に座らせシートベルトをした。その後、兄を後部座席に座らせるために移動した際に、自転車がぐらつき左側に転倒。前部座席の子どもは、コンクリートの地面に左頭頂部を強打し、頭蓋内を損傷し、9日間入院。

(医療機関ネットワーク事業 事故発生：平成25年9月、1歳、中等症)

【停車中に転倒】

保護者が停車中に、前部座席に座らせていた子どものヘルメットとシートベルトを先に外して、荷物を降ろそうとして目を離れた時に自転車が転倒。子どもは下顎を骨折し6日間入院した。

(医療機関ネットワーク事業 事故発生：平成24年4月、1歳、中等症)

【停車中に転落】

家の駐車場で、自転車の後部座席に子どもを乗せていたが、保護者が離れた間に右側に自転車ごと転倒した。ヘルメットはしていなかったが、頭部打撲はなかった。しかし、右肘の痛みを訴えたため、レントゲンをしたところ、右腕を骨折していることが分かった。

(医療機関ネットワーク事業 事故発生：平成25年9月、4歳、中等症)

2. 保護者等へのアドバイス

①乗車前の注意

- 1) 幼児用座席に乗せる前に、安全のため、必ず子どもに自転車用ヘルメットをかぶらせましょう*。また、乗車後はすぐにシートベルトを着用させましょう。

* 道路交通法では、保護者は、子どもを自転車に乗車させるときはヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

- 2) 自転車を選ぶ際には、自転車安全基準に合格した自転車に貼付されるBAAマーク等の有無を参考にし、自転車の整備点検を定期的に行い、日常点検も忘れないようにしましょう(5ページ参照)。

②子どもを乗せて走行する時の注意

- 1) 幼児用座席付自転車と子どもの重さでふらついたり、バランスを崩したりしないように、走行時はもちろん、手で押して歩く場合も、慎重に扱きましょう。
- 2) 交通ルールを守り、路面の状況(凹凸など)や自動車、歩行者、他の自転車にも注意しながら走行しましょう。

③子どもを乗せて停車している時の注意

- 1) 自転車が転倒するおそれがあるので、子どもを乗せたまま、自転車を離れたたり、目を離したりしないようにしましょう。



- 2) 乗降時は、平らな場所に停車し、スタンドにロックを掛け、前ハンドルを固定できる自転車の場合、ハンドルの固定機能を使いましょう。
- 3) 前後の幼児用座席に子どもを2人乗せる時の転倒防止のために、「乗せる時は、後部から前部の順、降ろす時は、前部から後部の順」を守りましょう。その順番だと、自転車のバランスが安定します。

<その他のポイント>

①BAA マークと幼児2人同乗基準適合車シールの確認

自転車を選ぶ際には、フレームの耐久性やブレーキの制動性能などの自転車業界で定めた安全基準に合格した自転車に貼付される「BAA マーク」（一般社団法人自転車協会交付）等が付いているかを参考にしましょう。

また、幼児2人同乗対応の自転車であれば、幼児2人を乗せても十分な強度があるか、停車時の転倒防止のための操作性や安定性が確保されているか、といった要件を満たした自転車に貼付される「幼児2人同乗基準適合車シール」が「BAA マーク」と一緒に付いているか確認しましょう。



②整備・点検

自転車のブレーキの効きやタイヤの空気圧に問題はないか、幼児用座席の不具合（破損やネジの緩み等）がないか等を点検するとともに、定期的に自転車販売店で確認してもらいましょう。

③電動アシスト自転車使用時の注意

電動アシストが作動して、通常の自転車以上に加速するため、思わぬ急発進により転倒や衝突事故が起きるおそれがあります。発進時はペダルを強く踏み込みすぎないようにし、電動アシスト自転車に慣れるまでは、安全な場所で練習しましょう。

参考：「子どもを自転車に乗せたときの転倒に注意！」（独立行政法人国民生活センター 平成23年9月22日公表）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110922_1.pdf

（別添1）：平成30年度「子どもの事故防止週間」ポスター

（別添2）：平成30年度「子どもの事故防止週間」実施要綱

本資料に関する問合せ先：

「子どもの事故防止週間」事務局
（消費者庁消費者安全課 尾崎、白石）
TEL：03(3507)9200（直通）
FAX：03(3507)9290
HP：<http://www.caa.go.jp/>

「消費者庁 子どもを事故から守る！公式 Twitter」
https://twitter.com/caa_kodomo

「子ども安全メール from 消費者庁」
<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

